

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱

平成二十五年三月二十六日部会長決定

平成二十八年二月二十九日改正

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 部会（ワーキンググループを除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は25名以内とする。

2 部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は残任期間とする。

(部会長)

第四条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、同表の右欄に掲げる事務を担当する。

ワーキンググループ	担任する事務
高次脳機能障がい支援体制整備検討 ワーキンググループ	・高次脳機能障がいの診断や治療、リハビリに関する専門的事項や福祉との連携、支援手法等の検討。

- 3 ワーキンググループに属する委員は、ワーキンググループの担任する事務の課題に精通した医療や福祉等の専門家で構成し、部会での議決を経て、部会長が指名する。
- 4 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。
- 5 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。

(守秘義務)

第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。